

## 「令和6年能登半島地震災害義援金」の受付について

地震、津波等の影響により、石川県、富山県などで人的及び家屋への甚大な被害が発生し、被災された方々を支援するため、日本赤十字社福島県支部富岡町分区分では、下記のとおり義援金の受付をいたします。皆さまのご協力をお待ちしています。なお、寄せられた義援金は日本赤十字社を通して、被災地へ届けられます。受付金融機関については以下の通りです。

**1** 救援金名:「令和6年能登半島地震災害義援金」 **2** 受付期間:2024年1月5日(金)～2024年12月27日(金)

**3** 受付口座

**ゆうちょ銀行・郵便局** | 【口座記号番号】00150-7-325411 【口座名義】日赤令和6年能登半島災害義援金

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除となります。

**銀行振込** | 東邦銀行 南福島支店 【口座番号】普通 612587 【口座名義】日本赤十字社福島県支部 支部長 内堀雅雄

※東邦銀行窓口における同行間の送金手数料は無料です。

**窓口にご持参する場合** 下記窓口で受け付けています。各事務所に募金箱も設置しています。

※なお、領収書の発行をいたします。

**受付時間** 9:00～17:00 月～金(土日祝日除く) いわき・郡山支所  
9:00～17:00 月～日(祝日除く) ※富岡事務所のみ、土日も受け付けています。

富岡町社会福祉協議会 富岡事務所	富岡町中央1丁目8-1	[TEL]0240-22-5522
富岡町社会福祉協議会 いわき支所	いわき市北白土字宮前8	[TEL]0246-38-3580
富岡町社会福祉協議会 郡山支所	郡山市大槻町字原ノ町49-1	[TEL]024-983-0588

## 社協会員にご加入ありがとうございました

当協議会の事業や活動に多くの皆さまが賛同してくださり、令和5年度社協会員に加入していただきました。皆さまにご協力いただいた会費は、地域福祉活動の貴重な財源として活用させていただきます。

期間	一般会員	特別会員	金額
12/1～12/31	5人	5人	23,000円

●ご加入くださいました方は下記のとおりです。(順不同・敬称略)

小貫 和洋	川野 次男	坂本 壽昭	佐藤 勝仁	田中 美奈子
富沢 真樹	原田 宏	深谷 美徳	渡辺 亜耶奈	渡辺 キミ子

## 善意のひろば

温かいご支援ありがとうございます。  
令和5年12月1日～令和5年12月28日

※笑～る233号に掲載しました、齋藤和也様よりいただいたご遺志金の行政区に誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。誤:下千里 正:仲町

ご遺志金	喪主名	故人名	行政区	食料品・日用品
一般寄付	西山 正一様	西山 セツ様	本町	
	三瓶 隆文様	三瓶 俊彦様	仲町	原子力規制庁 福島第二原子力規制事務所様
	齋藤 和也様	齋藤 幸子様	仲町	地藏院様
	富岡町元夜ノ森北区第7班 代表 黒沢英男様			匿名 2件
	匿名 1件			

## 社会福祉法人 富岡町社会福祉協議会

**住所** 〒979-1112 福島県双葉郡富岡町中央1丁目8-1 富岡町総合福祉センター内  
**MAIL** tomi-181@tomioka-shakyo.or.jp  
**URL** https://tomioka-shakyo.or.jp/  
**TEL** 0240-22-5522 **FAX** 0240-22-4870

「笑～る」の発行には、台湾友好基金及び皆様から寄せられた社協会費、寄付金等を活用しています。



Facebook



公式LINE

# 富岡町 笑～る 社協だより

234号

2024年2月2日発行

発行  
社会福祉法人  
富岡町社会福祉協議会

## 第2回買い物支援バス運行しました

12月13日、赤い羽根共同募金一般募金配分金を活用し、免許証の返納などで移動手段のない高齢者等の外出促進と交流を目的とし、南相馬方面に買い物支援バスを運行しました。参加者の皆さんは衣料品店・スーパー・100円ショップ等で買い物を楽しみ、「お気に入りの洋服が買えてよかった」「2月に北海道に行くので靴を買えてよかった」などの声が聞かれました。

今後も、参加者の要望を取り入れながら計画を立てていきたいと思っております。



## ごみゼロ活動を行いました

12月19日、さくらモール周辺のごみゼロ活動を行いました。参加してくださるボランティアの方も増え、これからはごみのないきれいな富岡町にするため活動していきます。

今回は双葉警察署の方から、年末年始に向けて参加された皆さんに「交通事故」や「オレオレ詐欺注意」等のお話をいただきました。

ごみゼロ活動は毎月1回開催され、開催場所などの詳細はFacebookや公式LINEなどでもお伝えしていきます。



## 老人クラブ会員が自慢の歌声を町民に届ける

11月24日、町総合福祉センターにて、町老人クラブ連合会が「ミニのど自慢大会」を行いました。大会には老人クラブ会員から出演者を募り、15名の会員それぞれが十八番の歌を会場の参加者に披露しました。この事業は老人クラブの枠だけではなく、町民同士のコミュニティづくりを図る目的で計画したものです。初の試みでしたが60名程の参加者に集まってくれ、盛会のうちに終わることができました。次年度の開催については、会員からの要望と参加者からの期待の声も重なり、年間計画として取り入れる予定ですのでご期待ください。



## 福祉用品の体験を行いました

12月6日、一般介護予防事業「笑顔しゃんしゃん教室」では、講師にファミリーケアの阿部悟氏と田中大助氏を講師としてお迎えし「福祉用品の体験」を行いました。阿部氏より福祉用品は介護する側も介護される側も楽にできる様、日々進化していると話がありました。講師より電動リフトアップチェアとベット式電動介護を準備して頂き、使い方の説明と実際に参加者に体験をして頂きました。電動リフトアップチェアは座面を上下させて立ち上がりをサポート。参加者は手元スイッチを押し楽に立ち上がりが出来ると感動されていました。



## 一般介護予防事業 言葉ビンゴで脳トレ

12月15日、町いわき地区多目的集会施設にて、わくわく笑和サークルを開催しました。

今回は、師走を楽しく過ごしていただくこと、言葉ビンゴを行い当選者には、景品をご用意してお楽しみ会。その他にも間違い探しや言葉遊びなど難易度に変化のある問題をご用意して挑戦していただきました。脳トレは、「思考力」「判断力」「注意力」など脳を活性化することにより認知機能の低下予防に繋げることを目的に実施しました。



## おだがいさま倶楽部 詐欺被害予防・交通安全予防講習

12月21日、一般介護予防事業「おだがいさま倶楽部」では、郡山警察署から講師を招き、詐欺被害予防と交通安全の講習を行いました。

今回は、高齢者の方が被害に合いやすい詐欺犯罪について、その手口を紹介しながら被害を防止することと、自分の住んでいる地域の危険な交通箇所を確認しながら普段の交通行動を振り返り、適切な運転と歩行方法への理解を深めることを目的として開催しました。

初めに郡山市内における特殊詐欺の犯罪発生件数やその種類について学び、最近増加している電子マネーを購入させる手口などから自分たちを守るために普段からできる被害防止対策等を教えていただき、防犯意識をより高めていただく良い機会となりました。

次に、高齢者の交通事故発生が多発している現状や安全運転の心得等を受講して、「今後も安全運転に努めていく」といった声も聞かれ実りある講習となりました。



## 町民の作品が飾られています

現在、郡山市にお住まいの堀川光明さん(上郡山)が作られた牛の竹細工が、報徳観光バス郡山営業所の来客スペースに飾られています。

営業所のドアを開けた瞬間にひととき目を引く作品に、訪れた方々から「これは何の置物?」「すばらしい細工」との声が聞かれ、話題になっているそうです。赤べこを連想させる作品は首を振ることもできて、訪れた皆さんに癒しをプレゼントしています。



## 苦情申出窓口の設置について

当協議会が提供している福祉サービスは、利用者が安心かつ満足いただけるように、利用者からも多くの声を取り入れ、問題点を改善しながらより良いサービス品質の向上に努めております。

当協議会の福祉サービスについて、利用上に問題が生じた場合は第三者委員にご相談ください。第三者委員は相談者の権利を擁護しながら、問題の解決に向けて迅速な対応をいたします。

### (1) 苦情の受付

- ① 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けているほか、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

### (2) 苦情受付の報告・確認

- ① 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告し確認します。

### (3) 苦情解決のための話し合い

- ① 苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合い、解決に努めます。また苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

苦情解決責任者	穴倉 秀和	総括	第三者委員	鎌田 祐輔
苦情受付担当者	渡邊 晴美	居宅介護支援事業		寺島 利文
	杉本 英二	訪問介護事業		三瓶 光子
	迫 英之	介護保険以外のサービス		

苦情申出窓口

[TEL] 0240-22-5522

## 介護保険通信

お問合せ | 富岡町社会福祉協議会 介護保険係

[TEL]0240-22-5522 [FAX]0240-23-6888

今回は、介護を必要とされる方が住み慣れた自宅で自立した生活がおくれるように、介護職員が訪問し身の回りのお手伝いや自立支援のための「訪問介護サービス」についてご紹介します。

### 訪問介護を利用するまでの流れ

- 1 要介護認定の申請(要支援認定を含む)
- 2 要介護認定の通知
- 3 介護支援専門員(ケアマネジャー)の決定
- 4 ケアプランの作成
 

要支援1~2の場合	地域包括支援センターに相談しながら介護サービス計画書を作成します。
要介護1~5の場合	居宅介護支援事業所に依頼します。
- 5 サービスの開始

訪問介護とは、訪問介護員(ホームヘルパー)などが利用者の自宅を直接訪問して、食事、入浴、排泄等の介助などの「身体介護」や掃除、洗濯、調理等の「生活援助」を行うサービスです。

また、本人以外のために行うことや日常生活上の範囲をこえることはサービスの対象外です。例:窓拭きや換気扇のそうじ、嗜好品の購入(酒・タバコなど)

### 身体介護サービス



- 食事介助
- 入浴介助
- 排泄介助
- 衣類・シーツの交換
- 服薬介助など

### 生活援助サービス



- 掃除
- 洗濯
- 調理
- 買い物など